

# 第十三回 参議院地方行政委員会會議録第六十一号

昭和二十七年七月十五日(火曜日)午前  
十時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君  
理事 堀 末治君  
中田 吉雄君

委員

石村 幸作君  
岩沢 忠恭君  
高橋進太郎君  
岡本 愛祐君  
館 哲二君  
若木 勝藏君  
原 虎一君  
吉川末次郎君

委員外議員

大野 幸一君

衆議院議員

小澤佐重喜君

政府委員

吉岡 恵一君

全国選挙管理委員会事務局長

中川 薫治君

国家地方警察本部刑事部長

事務局側

常任委員

福永与一郎君

常任委員

武井 群嗣君

衆議院法制局側

参事(第一部長)

三浦 義男君

説明員

全国選挙管理委員会委員

山浦 貫一君

本日の会議に付した事件  
○公職選挙法の一部を改正する法律案  
(衆議院提出)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員会を開会いたします。

昨日に引続きまして公職選挙法の一部を改正する法律案並びにその関係法案一件について質疑を続行いたしますが、昨日は公職選挙法改正案要綱の三十まで説明を終り質疑中でございますが、三十までの点において質疑が残っておりますら御質疑を願います。

なお昨日御要求の新聞並びに出版関係の参考書類並びに選挙犯罪関係の刊行書類を廻してございます。

なお本日は牧野全国選挙管理委員長不在のために、委員長代理として山浦貫一君が出席されておりますから、念のために申上げておきます。

○若木勝藏君 昨日の午後私おりましたので或いは重複する点があるかも知れませんが、二、三伺いたいと思っております。

○委員長(西郷吉之助君) 三十までのところでお願いたします。

○若木勝藏君 この選挙期日の公示の問題であります。公示又は告示を早めたところの理由を伺いたいのです。これは運動期間に非常に関係して来ることになるのであります。特に町村の議員及び教育委員は十日に縮しておるのであります。これは短縮してあるのであります。これは短縮してあるのであります。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 選挙期日の告示につきましては、参議院につきましても現行通りでありますし、それから都道府県議員、五大市の市長及び教育委員につきましても現行通りであります。そのほかの選挙につきましてはお話のように短縮されておりますが、その短縮された理由は、選挙運動期間が長くなり、それに伴って必然的に経費がかかるというところが主な理由であります。なお地方選挙等におきましては、特に町村の選挙等におきましては、大体範囲が狭い関係上、そこで立候補いたしまする人に対する有権者の選択の目というものは割に行届いておりますので、期間を短くいたしても候補者の選択にそう無理を来たすことはなからうというふうな、両方の理由から短縮されたわけでありま

す。

○若木勝藏君 これは非常に私は事前運動などに関係して来るのじやないかと思っております。こういふふうな運動期間を縮減する方法をとつたならば、当然これは事前運動のほうに延びて行く、こういふふうなことを考へるのであります。これは小委員会あたりで相当論議されたと思うのですが、小澤さんどんなものですか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 小委員会のほうにおきましても、多少その議論がありました。大体今三浦君の説

明のように、町村の範囲というものは極く、平素からお互いに知り合つておる、そういう趣旨からふだんの選挙民の批判が最も激しく行われておるといふような趣旨で規定したような結果になつております。

○若木勝藏君 そういたしますという、殆んどふだんから選挙運動をやつておる、こういふふうな立場に立つて、本当の運動期間を短くしてもいいということになつたわけですか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) そういふ意味じやありません。つまり選挙運動というものは、俗に言う一般国民が期待しないような運動のみを選挙運動とは申せないと思つておられます。つまりお互いの候補者たる人が仮に立候補しない以前でありましても、その人の批判というものは、その人の行動というものは常に批判されておるのじやないかと思つておられます。従つてお互いに議員で

も、こうして国会で働いておることも選挙運動ではない、国民のためにやつておるのでも、やはり見方によれば選挙運動ということも言ひ得るのではないか、そういう意味のことを言つているのであつて、今あなたが言うように、あらかじめトラツクで宣伝に歩くというこのみが選挙運動ではないと考へておられます。

○委員長(西郷吉之助君) ちよつと申上げますが、恐縮ですけれども、昨日の最終の段階が二十四から三十までありますから、その間で御質疑を願ひまして、その前の分は一応終りまし

てから又逆戻りしてもよろしうござい

ますから、昨日は十一頁から十六頁の最終の段階、その間の質問を一つお願ひしたいのですが。

○吉川末次郎君 一応それで済んだことにしまして、なお終つてから又質問のある人はやつて頂くことにして、あとへ進んで頂いたら如何ですか。

○委員長(西郷吉之助君) それでは昨日三十まで済みましたから三十一から説明をして頂きます。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 三十一は街頭演説の問題であります。この街頭演説の問題につきましては、たびたび他の関連した面から申上げましたが、最も選挙法の改正を必要とした理由として、主に街頭における選挙運動という点に重点を置いて参つたのであります。従つて衆議院の地方行政委員会におきましても、この問題についてはかなり議論が行つたり来たり、進んだり戻つたりいたしました。相

当に結論を出すのに苦しんだのであります。したが、例えば街頭の屋外運動というものは一切禁止すべしというふうな議論もありました。演説は一切屋内でのみやるのが適当というふうな議論がありました。或いは又連呼とかいふような問題は、或る場合におきましては一般の国民諸君の何と申しましようか、安眠を妨害したりするような場合もあるというふうな点から、勿論これには時間の制限がありますけれども、いろいろ議論があつたのであります。したが、帰るところ、全部街頭演説の廃



いは別として実際問題としてありませ  
んでした。

○中田吉雄君 これはまあ選挙がどの  
季節に行われるかというところで会場演  
説が効果的であるか、街頭演説が効果  
的であるかということがきまるのです  
が、私が終戦以来体験しました選挙  
で、例えば昭和二十二年の春行われた  
選挙、五年の参議院選挙、二十六年の  
都道府県並びに市町村長の、この春の  
農繁期に行われた選挙なのですが、そ  
ういうものの会場演説というものは殆  
んど、相当知名な人が春と秋の、ま  
あ都会は別でありまして、農村で  
ありましたら、人口の半分以上を占め  
る農村でありましたら春の田植、麦  
刈、秋の稲刈というふうなときに選挙  
が行われますと会場演説というものは  
殆んど集まらない。中央から大臣の前歴  
のあるかたがおおいになつても、私傍  
聴に行つてもたつた十名くらいしか集  
まらないというふうなことであります  
が、街頭演説ですと道行く人が二十  
人、三十人、百人というように、割合  
効果的ではないか。私はそういう意味  
で、これを十カ所も二十カ所も標旗を  
以てやるというには私も反対なん  
ですが、一カ所ではやや制限がきつき  
に過ぎはせんかというのを考えるの  
ですが、若し噂されていように、こ  
の秋農繁期にかち合いましたら私は会  
場演説の効果というものは非常に少  
いと思うのです。そういう意味におい  
て私はむしろ二カ所とか三カ所くらい  
でやれるようにしたほうが立候補者の  
経費も少なくて割合政策その他の普及宣  
伝もいいのじゃないかというふうに考  
えるのですが、この農繁期等の関係、

有権者の集合の度合というふうなこと  
からみ合わせて、これはやつぱり一  
カ所が適切だ、一回が適切だというふ  
うな考えでありますか。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) この問  
題は一回がいいか、二回がいいか、三  
回がいいかというところは、これは一回  
も議論は立つし、二回も議論は立つ  
し、程度の問題で、要するに感じの問  
題なんです、衆議院の考え方はどう  
かと言いますと、聴衆の集るのが立会  
演説の場合はこの会場も超満員であ  
るから、何とかこの立会演説というも  
のを拡大強化して、そして一つの時間  
に立候補された全部の候補者の意見を  
聞いて、そして皆さんの自分の判断を  
きめようという傾向を生かすのがいい  
というところで、先般申上げたように  
例えば市においては五千以下、或いは  
町村においては五千というものを一万  
とそれから四千ということにしたの  
です。従つて回数も四〇%に近いもの  
を廻すということにしております。そ  
こで非常に効果的な意味においては、  
どこまでもこの言論をできるだけで多  
い機会に与えようという考えでおるの  
です。一方経費の面に影響する問題を極  
力制限しようという見地に立つたもの  
が一カ所という問題であります。一カ  
所といふ二カ所といふ、どう違うかと  
言へば、これは議論になりまして、こ  
れはお互いに議論してもその人の感  
じ、考え方に依つてしまつて、これは  
平行線みたいなものであります。であ  
りますから、要は今私が申上げるの  
は、衆議院の小委員会ではどうだと言  
われましたから、衆議院の小委員会  
の実際の意見を申上げたのでありまし

て、別にあなたの御意見を反駁するの  
ではないのであります。ただ費用が一  
番嵩まる問題は街頭演説の別動隊、  
メカホン隊でありまして、何千何万の  
人間が集まらなければ選挙ができな  
い。而もそれらの人に何らかの手当も  
かかるのではないか、小なりともその  
費用がかかるのではないかというこ  
とから、小委員会が大多数を占めたのが  
この結果であります。

○中田吉雄君 これは幾ら言つてもき  
りがないことと思つておりますが、これ  
は都会と農村では非常に違ふと思ひま  
すし、私も立会演説は非常に効果的  
と考えます。非常に盛況なんです。た  
だ、ところが春並びに秋の農繁期で  
選挙運動期間は二十五日です、  
なつておるのです、どうしてもこれは  
屋と晩があるわけですから、必しも二カ  
所を立ておるのです。ところが居働  
い夜街頭演説に来るのは我々の体験だ  
と非常に多い。ところが屋ですと町は  
別ですが、有権者の半分を占める農家  
の人たちはなかなか出ない。そういう  
意味で立会演説が候補者の品定めにい  
いが、なお農村の季節的な繁閑の程度  
からできないのを補充するという意味  
から、私は二本か三本の標旗くらいは  
あつてもいいんじゃないかと思ひま  
す。これは見解の相違になるんじゃない  
かと思ひますが、そういう点を一つ  
お含み頂きたいと思つておるわけ  
であります。

○若木勝蔵君 今の問題に關連しまし  
て、今の話の中には非常に立会演説、  
会場演説は盛況であるというふうな  
話がありましたけれども、我々の持つ  
ておる実感はそのように思われな

いのです。殊に一昨年あたりの選挙の際  
に私は二十何カ所も廻つたのですけれ  
ども、第一集つて来る聴衆よりも、保  
守系の候補者が出ない。殆んど出て  
ない。そうしますとあなたのお話から  
見まして、これは非常に、却つて街頭  
演説よりも機会がいいのであるからと  
いうふうな御推論であるように思つて  
おりますが、この辺に私は非常に合  
わぬ点がある。ただ街頭において新  
聞社あたりの主催した立会演説、これ  
はもう候補者も出るし、たくさん来る  
のであります、今中田君からお話  
があつた通り、会場を設けて学校あたり  
でやるということになると殆んど来  
ない。これが私は実情であると思つて  
います。それを押切つてそつちのほうで  
常に有効であるから、金のかかる街頭  
演説はやめようじゃないか、これは少  
し考え方が偏しておるのじゃないか、  
両方活かすような方法が一番いいの  
じゃないかと思ひますが、まあ議論にな  
りますからこれです。

○吉川末次郎君 多少意見めいたこと  
になるかも知れませんが、さつきから  
起つています問題ですね、街頭演説、  
そのほか演説会、街頭演説も一回、標  
旗が一つということ、要するに一回  
場しかできないというふうな限定され  
ておるのは、結局のところ、候補者  
演説会にはやはり顔出しをさすとい  
うことを本旨にしてそうきめられたとい  
うような意思が含んでおるのじゃない  
かと思つております。その点は如何でし  
ようか、衆議院の御意向は……。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) 改正案  
によりまして代理という制度を認めま  
したが、これは代理を認めたのは、候  
補者が出なくてもいいという趣旨では

ないものであります、特殊な人がやは  
り選挙区に帰らずに、党の用とかとい  
うような場合もありますので、そ  
ういふ人に対する機会均等という意味で代  
理を今度は拡充いたしました。併しな  
がら今吉川君のお話のように、立会演  
説に候補者が出なくてもいいのだとい  
うような考え方は毛頭ございません。  
もとより立会演説に必ず出ることが望  
ましいという建前になつております。  
ただ少数の例であります、が、やはり  
中央に残つて選挙区に帰らずに党のた  
めに働くという人がありますので、そ  
ういふ人に対してもやはりせめて代理  
者で挨拶することが適当じゃないか  
というだけの趣旨であります。原則は本  
人が行つて直接選挙民に合うことを衆  
議院でも全部念願いたしております。

○吉川末次郎君 ちよつと私の質問の  
趣旨と御答弁が違つておるのじゃない  
かと思ひますので、それ以上は求めま  
せんが、多少意見めくと先ほど申しま  
したの、今度の選挙法の改正案、只  
今までの御説明のあつた点等から見る  
と、大休言うと私個人としては、賛成  
の部分が非常に多いわけなんです、  
それでそれに対する批判論として世間  
で行われているのは、今中田さんやら  
若木さんからも多少御意見が出ました  
が、余り選挙運動を拘束し過ぎる自由  
闊達な運動を阻害する憂いがないかと  
いうような点、或いは衆議院議員の選  
挙運動をやることに、そうした同じ理  
由で以て非常に阻害しやしないかとい  
うようなことが多く言われてい  
るのです。これは第一に選挙運動とい  
うものが個人本位に行われるものであ  
るか、政党本位に行われなければならない  
ものであるかというこの観念と私

は不可分だと思ふのです。で、私はこれは選挙運動というものはやはり政党本位に行われなければならないものであつて、投票も又個人でなくして政党本位に投票されるということが原則でなければならぬという考えからすると、平素政党というものは、小澤君が言われたように、実際の行動が国民に非常に親しまれていなければならぬのですから、或る意味においては、小澤君が言われたような意味においては、政党は年がら年中選挙運動をやつてゐるものであると言われることもあると思われなければならない。それでそういう議論を非常に拘束されているというふうなことを言われる人は、政党の所屬員でないような立場にいる人が多少そういうことを言つていやしないか。職能代表で、例えば参議院で言うならば緑風会等にそういう無所属の議員が多いが、併し緑風会も今日では一つの政党のようなもので、大體政治の色は一つのみとまつたものがついてゐると思ひますが、併し中に例えばお医者、建前で医師会を代表して出ているとか、薬剤師会を代表して出ているとか、或いは観光事業を代表して出ているとか、そういうような政治的な線が不明確であつて、そうしたところの極めて狭い範囲の職能代表で出ているような人がそういうことを非常に言われる基礎の上立つていらつしやるのではないかと思ふのです。それからもう一つは、これはひとり国会議員のみならず、地方自治体でも、私としては長年の間やはり政党の線においてやらなければならぬという考えを持つてゐるわけなので、これもやつぱり政党の立場でやらなくちやならぬ。それから非常に拘束

をされていると言われますけれども、これは衆議院案を非常に弁護しようなどになるけれども、昔の選挙運動、まあ私は選挙運動は三十年來十数回も、数十回も自分の選挙運動をやり、人の選挙の世話をして來ましたが、昔の選挙に比べると非常に選挙運動の範囲がこの法律案によつても私は広汎なものになつて、何と言いますか、選挙運動を通じての政見の発表或いは民意の暢達というふうな点は非常に私は拡大されていると思ふのです。それは街頭演説のようなものは昔はなかつたです。それから選挙公報のようなものも出されますし、そのほかいろいろ／＼な点において、ラジオ放送の利用とか、或いは無料の新聞広告、今度はあることになつてゐるか、どうなつてゐるのか知らんが、現行法ではそういうものがあるとか、それはもう必ずしもその演説会場がどうかとかがいふ多少の制限がありました。それから金を使わないで公營の形式で以て、金がなくても有力なところの政党及び有能な候補者であるならば、選挙民にその人柄と政見とを私は知らすことができるチャンスは十分に与えられてゐると思ふのですが、そういう点が非常に個人本位に考えられて行われている批判が、私からすると少し誤れる基礎からするところの見当違ひ的な批判が少し多過ぎるような感じがするわけで、結果においては衆議院の案を非常に支持する立場になるのですが、そういう私の考えについてはどうですか、小澤さんあなたのお考えは。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 今吉川君が、これは私と同じような考えの下に言われましたが、要は今中田君の言われることも若木君の言われることも、本當の理想はやはりこういう問題に制限せずに自由によつてもらうというものが衆議院のほうも理想なんです。併しながら今の別な面において、選挙界の肅正であるとか、明朗な選挙を行うという意味においては、やはり或る程度法律で規制して行かなければならぬ。規制するということは、やはり一つの言論の抑圧にもなります。同時に又集会結社の弾圧にもなるのであります。併し或る時期にはこうした経緯を経てだん／＼民度が高くなりまして、法律を設けなくても自然に一般の有権者或いは候補者も心得て進むというところは念願といたしますが、併し現段階ではやはり現行法のような余りにも自由過ぎるというところは却つて弊害のほうが多くなるという見地でどういふふうなことになつた次第でありまして、考え方をいたしました。表面から見れば制限するといふことは望ましくないものでありますけれども、この望ましくないことをしなければならぬといふことを今現段階では遺憾に考へるから、そうすることがむしろ選挙界を漸次肅正させ、又明朗な選挙界を持つて來る一つの道程であらうと考へておきます。

○吉川末次郎君 いや、私は小澤君に私見に対する答弁を求めたのは、第一に拘束が過ぎるという批判をする人であつて、個人本位に行われるべきものでない、従つて自由党とか、社会党とか、改進黨とかいふものは、それぞれ党の線において国民がどういふ政治を行わんとするものであるかといふことは、もう常識的に知つてゐると思ふのです。ただ個人で新しく出るような人は、顔を知られないとか何と云ふか、顔を知らなければ、これは選挙運動全体からするならば、政党本位でなければならぬという点からすれば、極めて第二次的になつて來るといふ見解と、第二には、いろ／＼拘束する点が多いと言われるけれども、過去におけるところの選挙運動といふものから比較するならば、決してその範囲が狭められてゐるのではなくして、ラジオの放送とか、街頭演説の許可であるとか何と云ふ点においては、政見及び候補者を選挙民に知らせるといふことについては非常な比較にならないくらいに拡大が行われてゐるという私の意見なんです。その二点についてのあなたの、小澤君の意見を求めています。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 第一点の選挙運動は本来政党本位として展開されるべきであるといふような点は、勿論理想として望ましいことだと考へておきます。併しながら現在のようにな、よく新聞なんかでも、評論なんかでもそうでありまして、人本位か、政党かといふようなことが始終議論されておきますが、まだ日本の民度では政党本位というよりも、やはり人間本位という点が相当多いのじやないか。併し理想を言えば、私はどこまでも政党本位の選挙運動を展開されて、そして個人は第二義的にされるべきだと考へておきます。それから選挙運動の宣伝方法或いは運動の手段等が一般的にその他の進展に伴ひまして、却つて古い時代になつたラジオ等もあれば、又新聞紙のほうも非常に自由を得まして、自由な評論をしてゐるといふ点から見れば、勿論古い選挙法時代から見まして、大きな拡張された範囲であると思ふのであります。併し現行法にちよつと比べますといふと制限した形になるのであります。だから吉川君の言われる極く古い、戦争後或いは競争の時代から見たならば、今問題になつてゐる案にいたしまして、何十倍と拡大された選挙運動になつておきます。現行法から見れば、或る程度抑えた形になつておきますから、そういうふうな二色に分けて私は考へておきます。

○岡本愛祐君 選挙制度調査会のかたが見えてゐますか。

○委員長(西郷吉之助君) 全国選挙管理委員会の山浦貫一君が委員長代理に見えてゐます。

○岡本愛祐君 委員長にちよつと伺いますが、山浦さんは選挙制度調査会に御関係になつてゐますか。

○委員長(西郷吉之助君) いや選挙管理委員会だけで。

○岡本愛祐君 それじや事務局長のほうにお尋ねいたします。この選挙制度調査会の衆議院議員選挙法要綱というものを見ますと、街頭における連呼行為を禁止する法律といふふうになつてゐるやうです。この理由はどういふ理由であるか、それをわかつていければ御説明願ひたい。

○政府委員(吉岡恵市君) 選挙制度調査会の案では街頭における連呼行為は全部禁止しようという考へたのであります。これは街頭において政党の名前だけのことならば、大して選挙運動としてやる必要はない、それよりもむしろやはり政策であるとかそういう事柄

を伝えるほうに重点を置くべきであり、又昨年の地方選挙の経験に鑑みまして、非常に騒々しい選挙です。そういうことをなくそうということのようでありました。

○岡本愛祐君 私もこの連呼行為は余り感心しないことと思つておるのですが、ただ問題になるのは、個人演説会を開催しておつて、それを一般の人に告知をしたい。連呼行為によつて告知をするということが必要になつて来る、こういう点はどうかお考えになつておられますか。

○政府委員(吉岡憲市君) 調査会の案では、ポスターを廃止するような事柄もありませんでしたし、ポスターその他、或いは選挙公報その他いろいろ手段で名前が、やはり立候補者の名前が一般に知られますから、それで十分である、こういう考え方であります。

○岡本愛祐君 今度は小澤さんにお尋ねいたしますが、連呼についていろいろ問題があつたらうと思つておるのです。その結果、こういう連呼行為はやはり選挙運動用自動車又は諸車を一台に限るとしようなことになつたのだらうと思つておるが、これについて廃止論も相当あつたらうと思つておるが、なぜ廃止することができなかつたかどうか、それをお尋ねしたい。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 今岡本さんのお話のように廃止論は相当ございまして、これは連呼行為のみならず、街頭演説も、それからすべて選挙運動は屋内だけでやるというような考えの下に行きましたが、一寸吉岡君のお話のように、ポスターを先ず廃止するという線から行くと、最小限度の連呼行為は認めなければならぬのじやないか。昨日申上げました通り、最初の案は四百枚のポスターを全部廃止するという建前で来て、その途中で連呼行為が論ぜられました。これがなければ選挙演説会の告知はできない、演説会の告知を公営でやつてもらいたいという希望もあつたのでありますが、又事務局と打合せますと、それは事実上困難であるという点がありましたので、その点を少しづつ絞り合ひまして、ポスターの点でも制限する、連呼行為のほうでも制限するというような形で、今のような結論になつた次第であります。

○岡本愛祐君 いろいろお尋ねしますが、個人演説会告知用のポスターは候補者一人について四百枚、こういうふうに限定なさつておられますが、その四百枚はどうか、演説会一カ所について十枚以内としようという制限はないのですか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) この問題は、この四百枚という合計を出すにつきましては、一カ所十枚ということを考えて出しましたが、併しなから一カ所四百枚貼らうと、二百枚ずつ二カ所に貼らうと、それは自由という建前で、要は立候補と同時に選挙管理委員会に一定の文句だけを刷つたものを、書入れるだけにしたものを四百枚刷つて渡すということでありまして、

○岡本愛祐君 この連呼行為によりまして、一つの車に十五人以内ということも制限してあるようですが、選挙費用は非常にかかることになつて来ておるのだからと思つておる。各村に行くたびに、又極端に言えば、各部落に行けば、十五人の乗組員全部替えるという

戦法も取られるし、なか／＼問題が多いだらうと思つておる。これは個人演説会の告知だけに限定するということにふうにはお考えになりませんか。それをお考えになつた意味はどういうことですか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) それは要するに街頭演説を廃止するという意見と共通の意見なのであります。只今も申しました通り、街頭演説は廃すべしという議論と、やや街頭演説も存することが必要だという議論がありまして、その中を取つたようなものであります。岡本さんのような意見もありません。併しなからその意見だけではまともありません。そうして両方の街頭演説を活かすという線と、それからポスターは少くするということの廃止の意味と両方合せて一つの車に十五人というふうになります。

○委員(西郷吉之助君) では次に、原虎一君 個人演説会の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の(ニ)です。個人演説会においては、候補者以外の者も演説することができると、こうなつておりますから、これは文理解釈で行くと、候補者は必ず出なければならぬ、その外の者も演説できる。こういうふうには思いますが、候補者が行かないで、推薦演説会をするということも必ずしも悪くないと思つておるが、そのいふ点はできるような他は条文がありませんか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) これは要綱の文字の書き方が或いは適当じやないかも知れませんが、これはお話のように、推薦演説会と言うかどうか

かりません、候補者が主催いたしました。その場合、ここに候補者本人が出てなくてもいい次第であります。従つて候補者が出ないで、外の人たちだけで演説会を済まして違法ということはないわけでありまして。

○原虎一君 従いまして街頭演説会のほうも同様だと思つておるが、この点を街頭演説に候補者がいなくても、演説者が駐つてさえやれば、要するに行動、動きながら演説しなければいけない、演説する者が候補者であるが、誰であらうと、駐つて演説すればいい、さういふふうなことだと思つておる。その点はどうですか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) その通りであります。候補者がいなくても、標旗があつて自動車或いは自動車以外諸車でも、駐つてやれば、候補者でなくてもいい。

○原虎一君 それから個人演説会のほう(ホ)ですが、二日前に所定の届けを候補者がしなければならぬわけですが、そのときに「所定の帳簿を呈示し、これに個人演説会の回数を確認を受けなければならぬ」ということになつておられます、事務的には非常に困ると思つておるが、その点はどうか。例えばこれは各村に持つておられるか。例えばこれは各村に持つておられるか。例えばこれは各村に持つておられるか。例えばこれは各村に持つておられるか。

○原虎一君 これはです、非常に選挙運動の経験から申しまして、一つの帳簿を四十回持廻るといふのは容易ではありませぬ。実際やりますと、場所の借入れ係を一人がやつておられてもなか／＼一人でやり切れないと思つておる。それから二日前にきめなければならぬのでありますが、二日前は二十日前でもかまいません。早くやろうと思つておるときは、日にちをきめておいて早くやろうと思つておるときは、どうその帳簿を持つて廻るかということ。二十日前に四十回の会場を借りてしまふという場合もあると思つておる。そういう点を考へて事務的に切符を四枚渡しして、その切符でできるかと思つておる。こういう点がよほど研究して行かないと、帳簿によつて調べるといふのは非常に困ると思つておる。だから御検討願ひたいと思つておる。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) これは要するに街頭演説を廃止するという意見と共通の意見なのであります。只今も申しました通り、街頭演説は廃すべしという議論と、やや街頭演説も存することが必要だという議論がありまして、その中を取つたようなものであります。岡本さんのような意見もありません。併しなからその意見だけではまともありません。そうして両方の街頭演説を活かすという線と、それからポスターは少くするということの廃止の意味と両方合せて一つの車に十五人というふうになります。

○原虎一君 それから個人演説会のほう(ホ)ですが、二日前に所定の届けを候補者がしなければならぬわけですが、そのときに「所定の帳簿を呈示し、これに個人演説会の回数を確認を受けなければならぬ」ということになつておられます、事務的には非常に困ると思つておるが、その点はどうか。例えばこれは各村に持つておられるか。例えばこれは各村に持つておられるか。例えばこれは各村に持つておられるか。例えばこれは各村に持つておられるか。

○原虎一君 これはです、非常に選挙運動の経験から申しまして、一つの帳簿を四十回持廻るといふのは容易ではありませぬ。実際やりますと、場所の借入れ係を一人がやつておられてもなか／＼一人でやり切れないと思つておる。それから二日前にきめなければならぬのでありますが、二日前は二十日前でもかまいません。早くやろうと思つておるときは、日にちをきめておいて早くやろうと思つておるときは、どうその帳簿を持つて廻るかということ。二十日前に四十回の会場を借りてしまふという場合もあると思つておる。そういう点を考へて事務的に切符を四枚渡しして、その切符でできるかと思つておる。こういう点がよほど研究して行かないと、帳簿によつて調べるといふのは非常に困ると思つておる。だから御検討願ひたいと思つておる。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) これは要するに街頭演説を廃止するという意見と共通の意見なのであります。只今も申しました通り、街頭演説は廃すべしという議論と、やや街頭演説も存することが必要だという議論がありまして、その中を取つたようなものであります。岡本さんのような意見もありません。併しなからその意見だけではまともありません。そうして両方の街頭演説を活かすという線と、それからポスターは少くするということの廃止の意味と両方合せて一つの車に十五人というふうになります。





対する技師もつく。そういう者を別に  
して十人というような議論なんかも出  
ましたのです。ところが助手が二人要  
るのだとか三人要るのだとかというよ  
うなことになって、そこにごまかしの  
なものが出ては困るから、むしろ運  
手も助手も技師も、一切のものを含  
めて十五名というふうなことにいたし  
たのであります。吉川君のような意  
見は衆議院でも相当ございました。

○若木勝蔵君 選挙運動期間中の政党  
その他の政治活動の点について伺いた  
いと思うのであります。これはまあ  
実際私らの立場から言うとうると、政  
党の政治活動を非常に制限するように  
見えて、余り芳ばしく思われない  
のであります。併し或る程度の制限  
ということも必要かとも思います。と  
ころで先ほどお話ありました二十五人  
の問題であります。これは大体内内  
交渉の数が二十人くらいになつてい  
るから、これによつてまあ大体標準に  
ついで二十五人くらいというふうなこ  
ろをきめた、こういうふうな御説明が  
あつたのであります。併しこれは院  
内交渉という場合と、いわゆる院外  
の場合とは私はおのずから違ふのじや  
ないかと思ひますが、結局三人でも五  
人でも政党とか、そういう結社を作つた  
場合には、選挙活動というふうなこ  
とを抜きにしては存在の意味がないと  
思ふ。そういう点を二十五人とか、そ  
ういうことによつて制限するといふこ  
とは、これはまあ理想論だと言われる  
かも知れませんが、どうも我々は  
納得の行かないように考へるのです。  
こういう点につきましては、相当衆議  
院の委員会においても、私のような考  
えを持つておるかたもあつたのじやない

かと思ふのであります。その点ど  
んなふうになつておられますか。  
○衆議院議員(小澤佐重吉君) 若木君  
のお話のような意見があつたことは、  
先ほど説明のときに申上げたのであ  
ります。従つて二十五名というふうな数  
は、理論的に申せばどうも結論も出  
るのです。であります。大体政党  
と言へば、少くとも現実の政治的な活  
動をするには、やはり国会の議席を  
持つものが重要になる。国会の議席を  
持つものについて、一人でも政党を作  
つてそれでいいかといふと、やはり院  
外交渉においては大体において私の話  
した通り二十名前後一つの交渉団体  
という昔からの例でもあります。し  
最近の衆議院のほうでもそれを行なつ  
ております。であります。少くとも  
も政党として院内で十分な活動をな  
し得る程度のもので政党といふふう  
に考へるの適當じやないかといふ  
十五という数字が出たのであります。  
もう一つ、一人でも政党でいいじや  
ないかといふことになりまして、仮に  
一人の人に自動車三台、この法案では  
三台になつておられます。一人の場合  
には一台に改正したとしても、その人  
が一人だつたため、自分の自動車が一  
台と自分の政党の自動車が一台中の  
人が借りておるのであります。二台で  
きることにあります。ですから要は、  
自動車一台でできるだけ完全に運動を  
しようといふ前の仕組みを活かそうと  
するものには、やはりそれに応じた政  
党の数を制限しなければどうにも  
ない。であります。その二つの面  
からやはり二十五名というものが適  
当じやないかといふ意見、結論が出た  
のであります。あなたのような意見も勿  
論あります。

○若木勝蔵君 その場合に、政党と政  
治団体を区別して論議されるようなこ  
とはなかつたですか。政党の場合に  
は一応いひ、併し政治団体という、政  
党以外の団体でですね、そういう中  
は、やはり二十五名というよりも、も  
つと案にしたらどうか。殊にこれは参  
議院における交渉団体というものを考  
えてみると、二人か三人でもやはり制  
限されなくて出ておられます。そうい  
う点を考へますと、そういう点は確かに  
参議院のあり方は進んでいふと思ひ  
ます。そういうことについて、政党以外  
の団体に対してはどういうふうにお話  
は……。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 政党以  
外の活動は、いわゆる政治団体はこれ  
は活動を認めないとする方針でありま  
す。で、政治団体のうちの政党とは何  
ぞやといふ問題について、この公職選  
挙法だけの建前から、政党とはこうい  
うものだという定義をこしらへたので  
あつて、ありますから、その定義  
に入れたら、政治団体のうちの  
の選挙法上これに該当するものを政党  
として扱うのだ、こういう意味であり  
ます。あなたはいわゆる政治団体  
といふものはこの選挙法上は政党と見  
ないのではありません。であります。こ  
の場合には政治団体として認めること  
がいいとする、或いは一人でも認める  
ことがいいとするならば、おのずから  
別問題になると思ひます。

○若木勝蔵君 そうしますと、ここに  
ある二十五名以上の候補者を、やはり  
政党その他の政治団体という……その  
他の政治団体といふのはどういふ  
なものを意味するのですか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) いわゆる  
の政党といふものは、名前を政党と使  
つて、例えば自由党、社会党といふよ  
うなものがあります。併し政党とい  
う名前を使わなくても緑風会は政党と俗  
に言われているのであります。すけれど  
も、緑風会で二十五人立てればやはり  
制約を受けるということであつて、原則  
として一般の法律では政治団体はある  
けれども、認めてあるけれども、政党  
といふものに対しては定義はないわけ  
ですね。そこで新しく選挙法上い  
ゆる政党といふものは、こういう政治  
団体並びに政党といふものをいゆる  
政党といふのだ、こういうふうな定義  
を作つたわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうすると、その間に  
何らの区別がないということになりま  
すね、この適用については……。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) この条  
件に入つた以外には何も区別がない。  
この条件に入つたものは、特に選挙法  
上政党として扱つてゐるのだ、こうい  
う意味です。

○若木勝蔵君 その次に、右の適用を  
受けようとする場合においては、政党  
その他の政治団体の本部は、所属の候  
補者の氏名を連記し自治庁長官に届け  
出る、こういうふうに出ているので  
あります。これは私は少しおかしな  
考へます。現在のこの政治活動の立場  
から考へてみますと、いわゆる政府に  
よつて政治活動といふふうなものが規  
制されて来るというふうな場合になる  
のじやないかと思ひます。自治庁長官  
の……。全国選挙管理委員会に届ける  
ということになれば、又違つて来る場  
合もあります。その辺の御見解を伺  
います。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) これは  
現行法におきましては、お話のように  
全国選挙管理委員会という意味で  
す。ところが全国選挙管理委員会が、  
今本院で審議されたところによると、  
自治庁長官の所管に入るようになつて  
おりますから、衆議院で可決した新ら  
しい法案を基礎にして、自治庁長官と  
いう文字を入れたのであつて、この場  
合には、全国選挙管理委員会と読み替  
えて御覧願えれば結構だと思ひます。

○若木勝蔵君 そうしますと問題は、  
全国選挙管理委員会を廃止するとかし  
ないとか、自治庁に移管するといふこ  
とが問題になつて来るわけですね。  
○衆議院議員(小澤佐重吉君) そうで  
す。

○若木勝蔵君 そうすると、移管され  
た場合には、あなたのお考へとして  
は、自治庁長官に届ける以外にな  
い、そういうことですか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) そ  
ういふわけです。

○岡本愛祐君 ちよつと前へ返ります  
が、三十三の標旗を要する選挙運動の  
運動員は、十五人を超えてはなら  
ない、こういうことですけれども、こ  
れは参議院全国ではちよつと困りや  
しませんか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) これは  
非常に困ると思ひますので、衆議院の  
いわゆる特例でございます。従つて若  
し参議院全国に適用する場合には、地  
域或いは有権者数を標準にして新たに  
お考へ願ひたいと思ひます。

○岡本愛祐君 実は私のほうで問題に

なつておつたのですが、本文を見ますと、そう書いてないのです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点からちよつと補つておきますが、十五人の点につきましては、一般の選挙運動について総合的に適用されるということになっておりまして、百六十四条の五という所に新しく条文を置くことを考えております。衆議院の選挙につきましては勿論、参議院の選挙についても同様であります。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 併しながら参議院の全国選出議員について、選挙運動に従事する者は十五人を超えてはならないということではどうかと考へられますので、この点は私どものほうとしてはあつていろいろ考へましたが、参議院全国選出議員にあつては、都道府県ごとに十五人と、こゝういふようなことにて補つて頂いてらどうかと、かように考へております。

○岡本参事君 そのいふふうにも修正しなければ、これは工合が悪いと思ふのであります。それからこの百六十四条の四のほうで、中ほどに「一台に限る。」とあるのですが、これは上の選挙運動のために使用せられる自動車は一台に限るということにかかつて来ると思ひますが、これはどういふふうになりますか。これも参議院全国の場合において、これでも非常に工合が悪いのです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は下だけしかかからないというように考へております。上は「百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車若しくは船舶の上に於いて」というのを、その意味におきまして両方に文句を書いておきま

したから、「一台に限る。」ということ、上のほうにも引つかかるという虞れはないと考へます。従いまして参議院全国については三台ということになるのでございませぬ。

○岡本参事君 それにしても「又は」の所で自動車以外のものは、これは参議院全国でも一台に限るといふようなことが、これも参議院全国の場合三台以内としなうにしなければならぬ、どうしよう、そうしなければ平仄が合わないと思ひますが……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は勿論さうに私も考へておりますが、この規定で十分考へております。それは先ほども私が申し上げましたように、自動車若しくは船舶の上において又は何々の法律に規定する諸車自動車以外のものの上においてというようなど、下の括弧書は下だけの括弧書で絞つておる、こゝういふふう法律上は疑義がないと私は思つております。

○岡本参事君 その点はよくわかりました。わかりましたが自動車以外のもの、諸車の中の自動車以外のもの、それが衆議院とかその他において一台に限るといふようなことならば、参議院全国では三台以内といふふうになるほうがいいのじやないですか。「又は」といふことで括つてありますか……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はこゝういふような立法趣旨でこれができるのであります。第百四十一条の一項に規定してあります自動車は、本来は選挙運動用の自動車といふやうなもので、衆議院につきましては

一台、参議院全国選出議員につきましては三台といふやうなことにござか

ら限定される、後段のほうにおきましては、場所的な関係その他の理由によりまして、それを利用しない場合もあ

りますので、従いましてさういふ場合におきまして、例外的にやはりほかの

自転車なり、或いは種なりを使う、こゝういふやうなことを予定せざるを得ないという関係上、さういふものを使う場合におきましては、選挙運動用自動車

の本来のきめられた台数以外に一台しかそれは認めないということになり

ますので、全国選出議員につきましては、やはり一台といふやうにこの点は考へております。

○岡本参事君 それじやわかりました。が、「又は」で書いてあるから、選挙運動用の自動車三台か、又は選挙運動用の船舶三台か、又はそれ以外の諸車

で自動車以外のものを一台は連呼行為のため使えるのだ、こゝういふ意味です

ね。○衆議院法制局参事(三浦義男君) さうでございます。

○岡本参事君 さうすると「又は」では少しおかしいと思ふのですが、代りにも説めるのです。「又は」だから……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はちよつと補つておきますが、台数につきましては私が申し上げた通りでありまして、標旗を掲げるといふことになりましておのずからそこに制限を受けるということは別問題だと思

ひます。○岡本参事君 大体わかつたやうなわからぬ御説明なのですが、

(笑) どうも標旗の関係もあり、百六十四条の四に書いてあることは、連呼行為のために、選挙運動用の自動車又は船舶が使える。で、その所定の台数だけで以てやれる、併しその標旗が一つしかないから、衆議院議員の場合には一台といふことではないかと、

衆議院法制局参事(三浦義男君) さうです。

○岡本参事君 だからほかの場合には自動車以外のものを使つたつて一台に限るのだ、こゝういふことですね。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そのときは三台あつて、標旗も十五あるわけだから、この三台は勿論使える。さうするとそれに代る標旗とか何とかがいふものも、選挙運動用の自動車を使わなければ、三台は使える、こゝういふふう規定するのが当然のように思ふのですが、どうしようか。それは今の規定ではさうなつていないけれども……

○衆議院議員(小澤佐重君) 実はこの立法技術のほうは法制局のほうに今お願いしたのであります。が、抽象的な要綱は今委員会できめたのです。委員会のほうでは、例えば自動車を使つておつた、ところが道路が非常に狭くて自動車は入らない、リヤカーでなければ入らないといふ場合に、その自動車の代りに標旗を掲げたりヤカーを持つて行く、こゝういふわけです。又東北のほうで雪が降つて自動車は通らない、標旗でなければいかにといふ場合には、その自動車の代りに標旗を掲げた標旗を持つて行くといふやうなことで、こゝう書

いたわけです。内容の技術は三浦君に一切任せてありますから、どうぞ納得の行くように一つお願いいたします。

○岡本愛祐君 わかりました。それでは三十四についてお尋ねをいたしたいのですが、衆議院議員選挙の特例として、掲載文の字数を選挙公報で千五百字に増加された。そこで参議院全国の場合とは何かとしまして、知事選挙とかそういうときには、やはり千五百字のほうがいいのじやないかと思うのですが、そういう点はどうかと思っておりますか。これは参議院のほうから、参議院のほうもそれでよければそうなるほうが良いという事は、お言ひになるでしょうが、知事のほうも親切に考えておやりにならないかという意味はどうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は、審議の際に、全般的にほかの選挙の場合においてもどうするかという事は一応考えたわけでございまして、衆議院の選挙におきまして、特に昨日も話が出ましたように、無料葉書の三万枚を減らしまして、その費用の節約によりまして選挙公報を拡充する、こういう行き方で参りましたので、ほかのほうの葉書につきましては、すべて今度の改正案ではいじりませんで、現行通りということにいたしておりますので、ほかの選挙の場合の選挙公報の字数も従いまして増やさないことにした、併しな将来の問題といたしまして、そこらのところには何かの調整を図る必要があるというところはこれは別問題と、かように考えます。

○岡本愛祐君 それはわかりました。

それから今度は四十の政党その他の政治活動ですが、それは政党の主催する政談演説会、街頭演説というので、その区域から出ておる自党の候補者に対する応援というのを公然やつていいように読めるのですが、そのつもりですか、小澤さんにお尋ねします。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) これは特定の個人候補者に対する応援はやれないのでございまして。但し自由党なら自由党、或いは社会党なら社会党が、その党の政策を発表するのでありますから、自由党がこういう政策を持つておるといふことによつて自由党の候補者が或る意味で得をする、又社会党がこういう政策を持つておるといふことによつて社会党の候補者が得をするといふことはありますが、特定の候補者は支持しないという方針であります。

○岡本愛祐君 そこで要綱のほうに書いてありますのは、ポスターには候補者の氏名を記載してはならない、こういうふうにあるのですが、そのポスターには記載してはならないけれども、政談演説会や街頭演説では、自由党の候補者は何々が立つておる、よろしく応援を頼むといふようなことを言つていふようにもとれるのですが、それは禁止規定がありますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは二百一条の四に、衆議院議員の選挙におきましての特例であります。「選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行ふ立会演説会及び個人演説会を除く外、いかなる名義をもつてするを問はず、開催することはできない」と、このことによりまして、選挙運動のためにする演説会は、ここに法律で特に規定したもののだけに

限定しておりますので、その半面からそういうことになると思ひます。

○岡本愛祐君 その点が甚だしいまいなのであります、それは選挙運動のためじやないのだ、主たるものはその政党の政談演説又は政談演説を街頭でやるのだと、こういう名義であつて、従つて自党の候補者に対することに触れるといふようなことは、この二百一条の四では禁止してゐると、こういうふうなおつてもいいですか、これははつきりしておきたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは先ほど私どもが話しましたが、政談演説会といふものを、立法の趣旨におきましては、先ほど話がありましたように、政党の政策普及というのを主とした演説会、かように考えておりました。その結果、反射的效果をいたしまして、その党に属しておる候補者といふものが間接的に擁護され、利益を受けるといふことは、これは止むを得ないと思つておられます。併しな初めから明らかに特定候補者だけを応援し、或いは支持する目的を持つてやる政談演説会といふものは、立法の趣旨においては考へていないわけでありまして、従いましてそういう場合におきましては、二百一条の四の「選挙運動のためにする演説会」ということになりまして、この禁止事項に触れる、こういう結果になります。

これは政党の活動でありますから、或る候補者が政党の政策普及のために政談演説会においてになることについては禁止規定は何もありません。併しなからそこにいられて政党の政策普及のことと併せて自分の当選を、自分の投票を依頼するような選挙運動に亘る行為になりますれば、個人演説会なり立会演説会以外において演説をやつたことになりまして、その条項に触れると、こういうわけですが。

○原虎一君 そういうときは個人演説会の回数に入れた場合はどうなりますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 個人演説会の回数に入れますのは、二百一条の三に規定してありますが、選挙運動のためにする座談会が一回、議員候補者が候補者同士お互いに共同して行う共同演説会が一回、それから候補者みずからやりますんで、或る組合なり、或いは或る青年団なんか主催いたしましたして候補者の政見を聞くためにまとめて集つて頂いて演説会を聞く合同演説会、こういう形態を一応個人演説会の回数の中に入れて演説会と見なしておりますので、それ以外のいわゆる政党の政談演説会といふものはこの中に含まれておりませんから、そこでは禁止する、その趣旨におきましてポスターにも特定候補者の名前を書いたりいかにんといふようなことは、その一端の現われのわけでありまして。

○委員長(西郷吉之助君) それでは先に進みます。終りまで一つ……

○衆議院議員(小澤佐重吉君) 四十一は、選挙又は当選の効力に関する訴訟の問題であります、これは書いてあります通り、決定書の交付を受けた

日又は決定書の要旨の告示の日からと改める点で殆んど便宜的の規定であります。

四十二は当選訴訟における潜在無効投票の処理であります、御承知のように現在無効投票があります、これは主として市町村の選挙でございまして、無効投票が簡単に立証できまして、そうして争訟した例が去年の選挙におきましても相当の数に上つておるのであります。併しこうしたたくさん

の数を裁判所で争つて、その結果再選挙になるという事は、余り政治的に見ましても、社会的に見ましても望ましいことではない。というのは、御承知の通り従来の選挙法に対する判例は、無効投票が当選者の当落に影響する範囲内においては失格するといふような判例の趣旨になつておりますので、これを何とか救うことが適當ではないか。一面又該町村からも全国的に陳情の趣旨がありましたので、衆議院といたしましては、一応これはやはり陳情者の希望通り、又は今申上げた点の政治的、社会的に見ても余りどうでもよい、こういう趣旨でこの規定を設けたのであります。なお法律技術の問題があるのでありますが、この問題は御質問を受けてお話ししようと思つております。

それから四十三は選挙管理費用であります、これは本場の事務的な規定の改正でありまして、特に申上げる必要もないと思ひます。

四十四は罰則であります、これも適當な従来の罰則規定に当はめた改正をいたしました、更に詐偽投票の未遂を罰する規定であります、又

(2)の禁止規定の新設に伴いまして所要の罰則を改正したような次第であります。

四十五は附則でありまして、これも改めて説明するまでもなく、御覧を願いますれば御了承頂けると思います。

四十六、四十七、いずれも簡単な事項でございますが、殊更に申上げる点はございせんが、ただこの四十七の改正法附則の施行期日についての問題であります。

本院の審議が終了いたしますものと仮定いたしました。最小限度二月、或いは三月くらいは政令等の準備期間が要りますので、一応九月一日ということに規定してあります。

併し、仮に衆議院の選挙がこれ以前にある場合には、次の衆議院の選挙から施行したいと、こういう趣旨で附則を改正したような次第でございます。

○岡本愛祐君 四十二についてお尋ねしたいのですが、投票選挙法における潜在無効投票の処理、で新たにまあこの規定を設けられて、各候補者の得票数からその無効投票数を各候補者について一律にその千票なら千票ずつを引いて行くということになると、法定得票数を割る人がたくさん出て来て、救済という事にならないことが多いんじゃないかと、こういうふうにお尋ねでございますが、まあいろいろ我々も考えて見ただけであります。

この各候補者の有効得票数に応じて按分して引いたらどうなるか、こういうふうな考えられるのであります。丁度そういうふうな考えがございましたときに、今日全国各地選挙管理委員会連合会からのほうからも陳情書が出て参りまして、目下参議院において御審議中の公職選挙法の

改正に際し、左記条項につき特別の考慮を払われたいということで、今申しましたように、潜在無効投票のことに

ついて、その開票区ごとに各候補者の得票数から当該無効投票数を各候補者の有効得票数に応じて按分し、それぞ

れ差引くものとする、こういうことにしてもよろしいかと非常に結構である

というふうな是非ともして頂きたい。速かに実現を懇願いたしますので、それそれに対する御意見を承わつておきたいと思ひます。

○若木勝蔵君 私今そこを疑問に思つておつたのであります。投票の効力の場合には、同一氏名の場合には按分加算するということになつております。こつちのほうにおいては、今岡本さんからお話があつたように、一律に引いてしまふ、これじやどうも首尾一貫してないように思ひますが、併せて御答弁願ひたい。

○衆議院議員(小澤佐重君) 実は、この問題につきましては、先ほど説明の際に申し上げましたように、大体この衆議院の委員会としては、こうした問題はいやう救済することが適当であるという結論が一応出まして、それを一方でどういうふうにするかということ

は、実は法制局に一任した問題なのであります。従ひまして、法制局のほうで、このほうが委員会の趣旨が立法技術から適当だという意見があまり残りの

問題に対して疑問を持たず、最終の決定をいたしましたのであります。ところが話のように、一旦こつちを回付いたしましたから、各市町村のかたの

陳情を受けて、いろいろ説明を聞

いて見ますというのと、私の考えといたしましては、これは委員会とは関係ありません。私の考えといたしましては、これはできるだけ失格する人をつくすという意味でこの規定を改正したのであつて、今のよう一律に引くことによつて法定得票数が少くなる、従つて再選挙の数が逆に多くなるというふうなことであれば何の意味もないのであります。私も、たとえ一人でも一旦当選した者は、議員としてその任期中は完全に公共のために働いてもらいたい。徒らに当落の問題を心配して、公共のための働き方が鈍るといふことはよろしくないというふうなことから考へたことが、技術的結果がまずいのだということになりま

す。これは又当然再検討していい問題じゃないかと思ひます。従つて、今岡本さんの御意見はよく皆様に調べた結果、むしろ按分はよろしいのだという結論に達しました場合におきましては、便宜本院で御修正願ひすることも結構じゃないかと考へております。併しこれは委員会を代表しての言葉ではありません。要は多く救われたいことを望んでこの規定を設けたのでありますから、多く救われたいならば何もこだわることはないと考へております。

○岡本愛祐君 丁承いたしました。

○吉川末次郎君 今岡本委員及び若木委員から問題にせられした点につきましては、我々の手許へも陳情書が参つておられますし、又地方から議員のかたがお出かけになつていろいろ直接に熱心なる御陳情が先般来合会派に對してあつたわけでありまして、それ

で、今衆議院の特別委員会の委員長の小澤君の御意見の御開陳がありました

が、選挙管理委員会の事務当局或いは委員から御答へを願つても結構でありまして、右の問題についての御意見並びに折角我々の常任委員会に専門家としております担任者の福永君の意見をこの際併せて聴取しておきたいと思ひます。

○委員(西郷吉之助君) それでは順次今の御意見の開陳をお願いいたします。

○政府委員(吉岡憲一君) 潜在無効投票をどうして解決するかという問題はいろいろあると思ひます。これは第一の方法は非常に消極的な方法かと思ひますが、潜在無効投票の原因をいろいろ調べまして、例えば名簿の調製が不完全であつたから潜在無効投票ができていふ事柄をここに具体的に検討をいたしまして、成るべく無効投票が少くなるような方法をここでとることが一つであります。例えば、名簿の調製を選挙前にやるのであります。物理的に考へても、不可能なような住所移動については、それがたとえ本来ならば無効になるべきであつても、調査が実際にいふことが不可能であるから、そういうものは有効にするのだというふうな考へ方をしてここで無効投票を成るべく減らすという事を考へるのが一つだと思ひます。今度の選挙法の改正につきましても、潜在無効投票が、例へば不在者投票の不正というふうな事柄から相当考へられておるのであります。この不在者投票の不正の改正によつて、或る程度無効投票を減じ得る、こういうことも考へられますので、そういう事柄を具体的に個々別々に当る

ことが一つの方法であらうと思ひま

す。それからもう一つの考へ方は、潜在無効投票というものが、無効投票とは言ひながら、どの候補者に入つたか、或いはそれが無効投票であるか、全然投票がどういふ結果になつて現れておるかはおわかりません。それであるから、そういうものは元來が無効投票と見ないのだ、こういう考へ方をするのも一つだと思ひます。

それからもう一つの考へ方は、現在裁判所が解釈をする場合に、現在の考へ方は一応でも落選の可能性があれば、それは一応落選なんだ、こういう考へ方をしておられるわけでありまして、非常に少いパーセンテージの落選可能性をとつつかまえて当選無効の判決を言渡しておられるわけでありまして、そういう考へ方を全然変える、法律の擬制が何かでそういう考へ方はいかんのだ、つまり一〇〇%の落選の可能性があるのでなければ落選してはいかんという擬制をするのも一つの方法であると思ひます。まあいづれにいたしましてこの潜在無効投票の問題は非常にむずかしい問題でございます。法の擬制を用いたから必ずしもそれでいいという問題ではございませんで、選挙の執行の實際から考へましても余り無効が……これは筋が多少違つておられるかも知れませんが、無効投票になるのが少いという事になりまして、選挙の執行が非常にスムーズになつてしまふ。又場合によつては不正が行われやすい。つまり不正をやつてもそれが結局無効に響いて来ないので不正が相当行われ

る。まあこういうふうな点を考へてこれは慎重に考へていく問題だと考へております。私どものほうでは、どの

案がいろいろということはまだ結論が出ておりません。

○専門員(福永興一君) 私の考えを申し上げます前に、お手許に先に資料といたしまして「潜在無効投票の処理に關する二、三の学説」という資料、それからいろいろの潜在無効投票に対する裁判所……旧行政裁判所を含めて裁判所の判例の若干を抜き書きいたしましたものを差上げてございます。私の意見と申しますのは大体以上のような資料を研究いたしました結果の意見でございますが、只今吉岡君からもお話がありましたように、この問題はいろいろに考えられるのであります。絶対的にこれがいいんだとか、これでなければならぬとか、いわゆるきめ手はなかなかむずかしいのであります。従つて結論といたしまして只今の按分案も私は必ずしも絶対的に正しいとか合理的だとは存じませぬけれども、先ほど小澤委員長からのお話にもありましたこのように立法の趣旨等からも考え併せまして比較的相対的な意味においては按分案に賛成であります。

○政府委員(吉岡憲一君) それから申し落しましたが、これは三浦さんからお話があるのが適當かと思ひますが、イギリスの制度では何か投票用紙に番号を附してやつて、それによつて無効投票を調べるといふ方法があるという事柄だと思ひますが、やはり潜在無効投票をなくする一つの方法だと思ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 私からこの二百九条の二の潜在無効投票の立案の趣旨を御審議の御参考にお上

げたいと思ひます。先ほどちよつとお話ございましたが、同姓同名の場合における投票につきまして按分をとつておるが、潜在無効投票の場合においてはそれをとつてないがどういふわけかというお話もありましたが、それは明らかにどういふ点から區別をいたしておるわけでありまして、同姓同名の投票の場合におきましては、これから同姓同名の投票を候補者にどういふふうに分けようかという問題であるのであります。すでに投票された中にその投票が含まれておるのをどういふふうに分けておるわけかという問題と根本的に違つておるわけでありまして、これからの他の、その人が或る得票数をとつておるのに、別個のいゆる同姓同名で誰に行つたかわからない或る投票を、或る何十票か何百票の投票を分けてやるというふうな場合におきましては、得票数が多数である、或いは少いものというふうな比例に依りまして分けるということが一つの合理的な基準であらうかと思ひます。ところが潜在無効投票の場合におきましては、すでにその投票の中に無効投票が裁判の結果仮に二百票なら二百票というものが入つておることは確實である。併しながら誰にそれが入つておるかかわらない。従いましてその二百票という無効投票を一応個々の投票の内容を調べてやればいふわけですが、それは投票の秘密というふうな問題と関連いたしますので、最高裁判所の判例におきましては、それを一応どの人に入つておるかかわらないから、個々の当選者から引いて見てどうしてその投票数がどうなるかという結果によつて当落をきめて行こ

う、こういうことが従来の判例であります。ところがそれでは余りに当選者と、それから落選したしましつたいわゆる次点の最高位者との間の比率によりまして、当選者がちよつとでも、落選者よりも投票が少いということになりますと、すべて落選ということになりますし、その潜在無効投票は落選者のほうにも入つていないとも限らないわけでありまして、この案におきましては、当選者だけから引くことにより従来判例を改めまして、候補者のすべてから一応引いて見たと同じことにならうかというふうな前提に立つて考へておるのがこの案であります。一応それから潜在無効投票の場合におきましては、按分比によりまして場合に依りまして、必ずその端数が出て来るわけですが、その端数の問題を切上げるか切捨てるかという問題が起るわけでありまが、切上げればそれだけ投票数以上得票が票の上に見られる、併し切捨てる場合におきましては、無効投票は二百票と仮定いたしました場合に二百票と仮に二百票以下の百八十票になるわけでありまして、御承知のように九十五条の規定をお読みになりますと、当落をきめます場合に依りまして、「当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票」これは衆議院の選挙であります。それが法定得票数でそれ以上の多数を得たものを以て当選人とすという規定になつております。その有効投票の総数というか、有効投票をその場合においてどう見るか、いわゆる潜在無効投票の何%をそ

の有効投票の中から引いた残りを本當の有効投票と見るか、今のような端数が出て参りますので、端数の關係によりまして、有効投票のところに非常に相違が出て来るわけであり、それから一つは、立候補者が十人ありましたが、いたした場合はおきまして、潜在無効投票が十票以下でありました場合に依りまして、今のよう割り切ります。關係上、必ずやその半端が出ることは必然的でありまして、その半端自体の何%が誰に入つておるかということは今問題にしようとするときに、それが初めから端数になる關係から端数を初めから切上げるか切捨てるかということによりまして、その無効投票がそのときの候補者に入つておるかということの所在をきめること自体が不可能になるわけでありまして、その意味におきましてここで決定しようとしておる問題の解決にならないわけであり、それから従来の最高裁判所の判例におきましては、或る程度長い間の結果から出て来ておるから、そういうふうな意味合いにおきまして、一応全体のものを一律に引いて考へて見る、而かも開票区ごとに考へて行くのが合理的だらうというふうな建前でこの案はできておると思ひます。併しながら先ほどいろいろ御意見がありましたから、按分案が今のような点その他の点余り無効投票を奨励するようになつても困りますが、そういうふうな点等も御考慮下さいまして、おきめになることは又別の問題だと思ひますが、一応立案の趣旨を申し上げます。

○原虎一君 今の説明で落選者からも一律に引くことになりますと、これは一律に引く場合においても皆甲乙なしに引かれるわけですか。○衆議院法制局参事(三浦義男君) さうであります。○原虎一君 その点はわかりませんが、そこで問題になつておるのは法定得票数に達しない結果が生じて、再選挙で、選挙をやります直さなければならぬ。この問題を小澤委員長は恐らく防がなければならぬという二つがあると思う。個人を救うという場合と、再選挙をやらなくては行かない……、この四十二項を見て行きますと、まあ意識的、計画的に町村等潜在無効投票の訴をやつて行けば、裁判が二年ぐらいかかつて結局相當の救済は出て来て来ますと、選挙をやります直さなければならぬというところが出て来ます。これは私は要するに無効投票が仮に千票あつたといつたしますと、二万票というものが減つてしまつたわけであり、やう方は我々常識的に考へてもおかしじやないか、こう思つたわけであり、それで最高裁判所のこれは判例に基いてお作りになつた法文らしいので、私ども今までもいろいろ陳情やその他調べたところによりまして……が併し裁判所の考えは選挙をやります直さということも、裁判所としてはそのほうが法律的に考へて正しいと考へて判決を下したようです。すけれども、その通りの法律を作るといふことになれば、裁判所のやり方をこの法律で裏書することになるのです。そうして再選挙という問題が今後起きて来るということを考へてこの法律を作るなら一つは潜在無効投票というものが



例に有効投票数に繰入れるということについては非常に発達した私は議論だと思ふのであります。私のほうの地方では何といつても大野伴陸氏が非常に有名であつて、昔から選挙民は大野伴陸と書かないで大野と書いておる。そういう投票数が一番多い。又一番簡単で大きいという意味の片かなだけによつて訓練されておるようであるが、誰かが大野というのの前々回か一つ犠牲候補を立てると全部無効になつてしまふということをおつたのですが、それが今度どういふ按分比例になつたことはいふと思ひますが、更に例えて言うならば、全国の同一氏名が立候補した場合、同一氏名を現に私の選挙区でずつと名簿を見てもみすと、五、六人大野幸一というのがある。そこで社会党の黨員の中にも同じ同一氏名がある。こういう場合に仮に一緒に両人が立候補したいという場合に、両方も同姓名でない、同名だけでない、同一姓名であるためにこれを按分することができないだらうと思ふのです。この場合には選挙管理委員会としてどういふふうに取り扱われるのか。その場合に、この選挙法の今回の改正点に考慮されているのかをお伺いしておきたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点御尤もな御意見だと思ひますが、公職選挙法の六十八条に無効投票の事項が七号まで挙げてあるわけでありませぬ。その中に第五号で「公職の候補者の氏名の外、他事を記載したものは無効となつておりますが、(但し職業、身分、住所又は敬称の類を記入したもの、この限りでない。）」ということになつております。従ひまして只

今御説のような場合におきましては、同一氏名の場合におきましては、全く誰に投票したかわからないことになりまますので、その場合におきましては、職業なり、身分なり或いは人の何党所屬とかいふようなことを中に書入れるとか、博士であるとか、そういうことを書入れることによつて自分は誰に投票するかという、投票しておるかというのを区別することに選挙法でなつておるわけでありませぬ。従ひましてそういうような区別をいたしません限りにおきましては、誰に投票したかわかりませぬから、按分のしようがないことになりませぬが、規定上はそういうようなことを区別して投票されたことによりまして、同一氏名の場合におきましては、或る人には何票、或る人には何票ということが出て来まして、その他の投票をその数に按分して分ける、こういうつもりでございます。

○委員外議員(大野幸一君) それが又例えはこの前は私の経験によりまして、大野というのが何人もありまして、岐阜県の大野、岐阜大野というように書いたのは、岐阜県では有効に十分であるかどうか、こういうことであるか、むずかしい職業を長たらく書くというものが生じて、その候補者にとつて不利益だということが普通の場合でございます。又まことに書く、例えば社会党を入れるという場合に、党名を入れるだけに又それだけ不利を生ずる、こういうのでありませぬ、そういう場合に届出順によつて同一名を第二に届出た人は二号とか、第三に届ける人は三号とかいふような略号で区別する方法をこの法律の中に入

れたらよろしいと考えられますが、そういう考えに対する御意見はどうでしょう。○衆議院法制局参事(三浦義男君) それも確かに一つの御意見だと思つておられますが、有権者の全体にどの人が第一号、第二号ということが全部に徹底しておられますれば、御説のようになつても趣旨はよく通るだらうと思つておられますが、何せよたくさんの方の、何十万の有権者の中に、その案が徹底いたしません場合におきましては、やはり却つて複雑なことを来たしまして、投票者の意思でない人が当选することにもならないとも限らないと思ひますので、従来長い間、選挙法におきましては、先ほど私が挙げましたようなこと、これだけに限りませぬが、そういうような類を記入したものは、この限りでないと官つておられますので、何らかの方法で区別する方法のほうがよいかと思つておられますけれども、おつしやつたことも確かに一つの御意見だらうと思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) そうすると同一人でないというために記入する、普通の場合には他事記載になる符号は、広汎にこれを認めるのが立法の精神だらうと思ふ。例えば職業は勿論、出身地或いは党名或いは年齢、その他二人の間の違いを表示する一切の記入は認めてよろしいだらうと思ふが、この点についてはどうか。○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、一応選挙法では職業、身分、住所又は敬称の類、こういうことになつておられますが、例え

ば住所にいたしますと、これは下のほうの番地まで書けば同じところに二人の人がおるといふようなことは、立候補の場合に余りないのじやないかといふので、そこら点でも区別できるのじやないかと思ひます。その他今のうちに、これに類する事項を記入することによりまして、従来の投票の有効、無効の場合におきましても、この点については取扱例がいろいろございまして、割にそういう点については、いろいろの例がきまつておるようございませぬから、そういう支障はないように、結果においてはおつしやるようなことになつておる、かように考えております。

○委員外議員(大野幸一君) 選挙管理委員会から、今までの経験によつて、そう昔から、そういう場合があつたかどうかといふこと、及びいわゆる区別標準ほどの程度まで従来は認めていたのか。例えはその記入する場合に住所職業云々として、その他これに類するということにこれは限られ、下部に行きますと選挙開票区ごとに条文だけで、それ以外のものはそれで他事記入にすると、こういつて無効になつておる場合は、少くとも同一姓名については不都合だらうと思ふのですが、従来ほどの程度までそれを認めていたか。いわゆるその条文をただこれを類似的、例示的に解釈していたのか、制限的に解釈していたのか、実際の扱いはどうなつておられますか。

○政府委員(吉岡憲一君) 今の同一氏名の候補者があつた場合の取扱であります。これはいろいろ、名前に肩書を付けるということは特に同一氏名であるからといふことでよく解釈しなくて

も大体片付く問題だと思ひます。ただあの例の他事記入をどの範囲で認めるかといふことはこれは例でありますからあそこへ掲げてあります事柄は制限的の列挙ではなく多少広く解釈しております。それから同一氏名の候補者があつた場合の取扱であります。今三浦さんから大体お話をあつた通りであります。それに関して大野さんから届出順によつて一、二、三とかいふことを付けたらどうかといふお話でありましたが、そのために特に新しい事柄を考へるといふことになりませぬとやほりそれを宣伝しなければならぬと思ひます。十人なら十人の候補者が立ちました場合に鈴木といふのが二人あつた場合に、その二人だけの人を特に宣伝するといふことはほかの人に對してやはり不公平になるわけですから新らしいことを考へるよりやはり従来の職業であるとか、或いは住所といふような事柄で区別をして、どちらの票であるかといふことを判断する以外にないと思ひます。

○原虎一君 先の改正要項の四十二、即ち潜在無効投票の問題ですが、もう一度お聞きしようと思ひましたのに議事進行が止まりましたので……結局三浦さんの説明を聞いておきますと大体まあ裁判所の判決を例とされて、それが過去の経験であり、法的な処置として正しいと信じられてやられておるようでありませぬが、我々もこういう問題についてはそう深い経験を持つておりませぬが、常識的に考へても一人の候補者に仮に五百票のこに潜在無効投票があつて、その五百票が一人の候補者だけに実際に入られるといふことは、これは数学的に計算して行つても恐ら

く天文学的な解析をしなければわからん、こういうことを数学者が言つておるらしいですね。そうして見ると、私は最高裁の判例といえども余りにこれは、いわゆる潜在無効投票をなくするために懲罰方針で行つておるといふ以外にそれはないですね。数学的に見て、實際的に見て三十人なら三十人の候補者に潜在無効投票が確率に五百票入るといふことはあり得ない。あり得ないといふことは取締の立場から、そういう不正をなくするために非常に強硬な懲罰的な処置をとる、そのために小澤委員長が指示されました成べく選挙のやり直しというようになつて行つておる、この点だけはとくとお考えになり、この点はそういうことにならんとし、御意見があればそれを聞いて、我々も衆議院のかたへとも協議の上修正したいという考えを持つておりますので、折角こういう法案を作るのですから、あなたがたの御意見をよく聞いておきたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 先ずその点を先にちよつと申上げて御了解を得ておきたいと思ひます。今度の改正案によりまして再選挙の機会が従来よりも多くなりやしないかといふことは全然逆でございます。従来は、いわゆる裁判所の判決によりまして当選者から全部差引きますから、従いまして落選者からは引かないわけでありまして、従いまして再選挙の率といふものは非常に多いわけでありまして、ところが今度は候補者全体から一応差引くといふ觀念をとつておりますので、当選者だけでなくして、落選した人からも差引いて一応計算する、従いまして原

則的には当落の順位も変わるのでなく、そのまま差引いたもので、その人の得票と認めて、ただ法定得票数以下になつた場合、これは止むを得ないから仕方ない。こういうような觀念に立つておりますから、再選挙の機会が従来よりも多くなるということは全然考へておりませんから、その点は御了承願ひます。それから潜在無効投票の問題につきましては最高裁判所の判例、その他いろいろ私が申上げましたような趣旨で考慮いたしましたわけでございますが、何といたしましても按分の問題につきまして先ほどの端数の問題をどう処理するかという非常に技術的な問題になります。その点について十分御検討を願ひたいと思ひます。

○原虎一君 くだいようであります。あなたのお説で行く、按分する場合に端数のことを一番重要視されておるようであります。要するに按分の場合におけるところの一番困難な問題といふものは端数を処理することが困難だといふふうな言ひですが、その他にもあると思ひますが、それも聞きたいのです。

も成立しない。例えば千票取つた人と、それから五百票取つておる人と、こういうことを仮定いたしました場合におきまして五百票の人が全部五百票の潜在無効、或いはそれに近い潜在無効があるかも知れません。それは五百票の得票が一人の人に行つていないといふ推定と同じように又逆の推定も可能なわけでありまして、その場合におきましてどちらの推定がいわゆる合理性があるかといふことでありまして、これは得票の内容を調べて見ないことには全くわからないことでありまして、場合によりましては少い投票に全部入つておるといふこともなきにしもあらずで、この点につきましてはそういうような理論的な点から申しまして、そういう理論は成立し得る、かように考へております。

○原虎一君 もう一つは衆議院の委員会で成るべく選挙のやり直し等をなくするといふ趣旨から考へられたようでありまして、今まで成るほど最高裁の決定なんかを見ましても当選者から一律に引いてなかつたかも知れませんが、併し現に方々で起つておる問題、市町村で起つておる問題は一律に潜在無効投票を引いたために、例えば立川なんかこれが半数以上のものが法定投票数に達しないので選挙のやり直しをしておる。広島も同様。この法律を作るたびにそんなことが始終起きておる。それはあなたの説明は従来は当選者から一律に引いておつたから、従来と変りはないのです。併しそのやり方がいよいよ一律に引くといふやり方が法定得票数から下る人を多く作つて、結局選挙はやり直しになつて来ておる。この事実は確していると思ひので

す。併し従来より確るとは思ひませんが、そのやり方が要するに選挙やり直しを多くやらなければならぬ。まあ二百町村とか、百八十町村とか、潜在無効投票の問題が起つておつて、かなり多くの市町村がやり直ししなければならぬ、このやり方で進みますと……と言つておるわけですが、ですから私は従来よりこれで急に確るとは言ひませんが、このやり方自体が選挙やり直しが確るものだと思ひます。そうならば衆議院の委員会の考え方と實際は反して来る。こういうふうには断然せざるを得ないわけでは

○衆議院法制局参事(三浦義男君) ちよつと今お話がございました点で、法定得票数以下になるというお話がありましたが、そうではないのでありまして、現在のやり方で参りますと、お話の通り、当選者からのみ引くわけでございますから、引いてその結果次の落選者、最高落選者と申しまするか、次点者、それ以下になれば必ず無効になる、こういうことになつておりますので、候補者からそれだけ全部引きますから、總体的に全部少い票で計算をする、こういうことになつておるわけです。その結果最低の得票数をなすお下つたものがあれば、それは止むを得ない、こういう考え方のことです。従いまして従来は最高裁の判例より、遙かに飛躍をいたしておるわけでございます。再選挙とか何と申すかは、遙かに飛躍をいたしておるわけでございます。ただ先ほどお話がありましたように、今度の潜在無効投票がいろいろ原因から起つておりますが、それは立法措置によつてすべて潜在無効投票のあつたものを全

部救済しようといふ立法趣旨でありましたら、これは成るだけ全体に響かない方法がいいと思ひます。併しなからこの問題得ると思ひます。併しなからこの問題は先ほど申上げましたような、いろいろ法律的問題、それから学界においていろいろ問題があるわけでございますので、その点をまあお含みの上御審議願ひたいと思ひます。

○原虎一君 もう大体わかつて来ましたが、あなたの考えと我々の考え方が違ふ点があつて来ましたが、ただ一点は、我々が調べた範囲、聞いた範囲では一人の候補者が五百票の潜在無効投票が本当に集中して入るといふことは、もうそういう投票を天文学的な数字の回数をやらなければ……、そういうことはあり得ないといふことを数学的に調べてやつて御覧になりましたか。それに対する何か御意見ありますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それはそういう意見もあること私承知いたしておりまして、確かに非常に多い投票を予想された場合におきましては、常識的に考へましても、それがみんな一人の人に入つておるといふことを想像し得ないといふことは確かに言えると思ひます。併しなからそれが少い場合におきましては、むしろ逆にそれだけのものはみんな入つて来るかも知れないといふことが言えるわけでありまして、だから説明の如何によりましては、非常に投票総数が五百票予定された、或いは十票、二十票、或いは五十票といふものを予定された場合におきましては、おのずから候補者の中に何



す。そこで少くと言いますか、絶対数が減りますので、そういう影響が強く現われて来るように考えられるのであります。これに対して先ほどからお話のあります按分によつての計算はまだいたしておりませんので、その点について……。

○吉川末次郎君 立川の例、立川の例をもう少し……。

○専門員(福永興一郎君) 立川は二十六名の定員でござりますが、立川の場合には……。

○吉川末次郎君 今説明が困難であれば正確に計算をしてからで結構です。

○専門員(福永興一郎君) 大変申訳ありませんが……。

○吉川末次郎君 それからこの計算についていろいろ請願が我々の委員会に来ておるのじやないかと思ひますが、何件来ておるかということも今答えられれば答えて頂いて結構です。答えられなければあとでいいです。

○専門員(福永興一郎君) 後ほどお答え申し上げます。

○政府委員(吉岡憲一君) 按分のお話が出ておりますが、ここで一つお考え頂きたいことは、第一がその無効投票が或る派の候補者の人の不正によつて行われておる場合がある。例えばAという候補者が運動員を使つて地方選挙において住所の移つてゐるものを探し出して投票入場券あたりが来てゐるのを喰かして投票に行かせるという、併し無効投票が確定になつても誰に投票したかがわからない場合があるのです。こういう場合についてどう考へるか、その運動員と候補者の連関性も考へなくちやならないと思ひますが、そういう或る派の不正ということが明らか

かにわかる場合がある。併しながらその投票が誰に入つてゐるかということもわかりにくい場合がある。まあ、そういうことについてどう考へるかという点一つやはり前提にお考えを頂く必要があると思ひます。

それからもう一つは按分とありましたが、按分をする場合に無効投票のことを考へなければいけません。全部有効投票つまり潜在無効投票も全部有効投票であるという前提に立つて考へるべきでなく、やはり無効投票の中にも入つてゐるじやないかということも一応考へなければならぬことだらうと思ひます。それから按分をするやり方あります。これは今までは大体少数、つまり一票以下を端数切捨ての考へでおるのでありますが、これは何も端数切捨ての必要はないのでありまして、分数をつけても差支えない。これはどうせ操縦でありますからその辺は分数をつけても差支えない。その三点は考へて頂きたいと思ひます。

○岡本愛祐君 はかのことを聞きたいのですが、小澤委員長にお尋ねするのですが、この罰則の場合に、例の事前運動、これがまあ非常に問題になつただらうと思ひますが、この事前運動の厳罰主義というふうなことに御研究になりましたか。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) この問題につきましては、一番最初に申し上げたつもりでありますが、要するにこの事前運動というものを直ちに検査ができるかどうかという問題、即ちその事前運動をやつてゐる候補者が、はつきり候補者として立候補届出をしてからでなければいけないのか、それともまだ立候補せんででもできるのかという

問題を先ず研究したのであります。いろいろ研究いたしました結果、当時は国警長官の斎藤君なんか罰することではできないというふうな新聞に出ておりました。併し私のほうの委員が調べた結果、仮に立候補しないうちでありましたも、いやしくも立候補することについてはつきりした場合においては、これを対象として違反の罰則を適用ができればという結論を得ましたので、いろいろここにさらされる吉岡君や三浦君とも意見を聞きまして、衆議院の委員会では、とにかくこれが罰則が可能であるという結論に到達したわけなんです。現行法のままで、そういうふうな事情を見ますと、一方この現実の選挙情勢が聞き忍びないような事前運動もあつたので、先ずこれは立法の問題ではございせんが、善後措置というふうな意味で当時選挙の委員長並びに検事総長並びに国警長官等、或いはこの警視庁の警視總監等に出席して頂いて今この事情を申し上げ、是非厳罰の方針で進んでくれるように委員会として要望いたしましたのであります。その結果各関係庁が適當の措置を講じたと思つておりますが、同時に又委員会でも考へました、又立候補前でも罰せられるという建前で現在進んでゐるようでありました。併し果して、その点だけ研究いたしましたら、その後聞いておりました人が、とにかくそういう措置は講じて参りましたし、又今でも私は罰則を適用できるものと考へておりました。

○委員長(西郷吉之助君) 岡本君、今の御質問に国警から選挙犯罪調というものが出ておりますからその説明をいたすようにいたします。

○岡本愛祐君 国警見えておりますか。

○委員長(西郷吉之助君) 刑事部長が見えております。

○岡本愛祐君 それではお尋ねしたいのですが、昨日私は資料要求として事前運動に関して処罰をした件数を二十四年の衆議院の検査、それから二十五年の参議院、それから二十六年の地方選挙、これについて件数を出してくれたいことを要求しておきました。今の表が参りましたが、この中の「運動期間の違反」というのはそれですか、それについて御説明願ひたい。

○政府委員(中川英治君) 事前運動は告示のように運動期間の違反の罪でございましてこの件数の中に含まれてゐるのであります。但し御承知のように入りの運動期間の制限の違反の罪で、それから、事前の場合と事後の場合と選挙当日の場合とが合まれるわけですから、大体に大ざつぱりに申しまして選挙運動の期間の違反の罪の七〇％くらいが事前運動に当てはまらうかと思つております。

○岡本愛祐君 この前の公職選挙法を制定しますときに事前運動の処罰について何とかこれを強化しなければいけない、そうしなければこの選挙法の罰則を作つて見たところが十分骨抜きになる、こういうふうな考へてゐる、工夫をしたことを思ひ出すのです。そのときに私が考へたことはこの立候補者から相手方なんかの、つまりこの事前運動について或る一定の条件の下に選挙管理委員会に申告をしてもらうという方法をとつたらばどうだというふうなことも考へて見たのであります。それが又苦肉の案でありましたか

ら参議院のほうの選挙特別委員会のほうでもまあ、それは少し考へなきやならんということも留保になつたのであります。まあいろいろ考へて我々もおるのであります。全国選挙管理委員会において何かそれに対する名案はありませぬか。

○政府委員(吉岡憲一君) 非常にむづかしい問題でありまして、まあ一つ考へられることは選挙が告示になりましたから候補者に立つた人の過去を振り返つて見てその候補者がやられた、例えば類似の行為、そういうことは選挙のためにやつたものとみなすという規定を置くことでもあります。ただこれをやりますと候補者が本当に選挙に出るためにやられるのでなく、何か本当のほかに目的のためにやられることまで全部抑えるということになつて、そういうことが社会生活の上から見ていかどうか、こういう判断になつてゐます。それ以外には非常にむづかしいのであります。或る程度強引にやることになりまして、或る個人の生活を社会生活或いはその他の個人の生活を脅すことに、自由の制限になりますのでその辺のところとのかね合ひでありまして、事前運動に対する考へ方でありますが、事前運動を非常に禁止をする、まあそういうことになりまして、やはりそれに伴う弊害が片方に出て参ります。それを十分承知でやるか、或いは政治家がある程度いろんな活動をするのは当然認めらるべきでないか、むしろそれを正常なほうへ持つて行く場合に演説会によつて、或いはパンフレットによつて政治的な意見を吐くということも正常に認めるべきではないかという議論も立つと思ひます。

むしろそれを認めたほうが闊的な活動のほうへ移ることを防ぐゆえんではないかというふうな考えも出て参りますし、これは非常にむずかしい問題で我はどうかしらしいという結論は得ておりません。

○原虎一君 あと戻りするのですが、二点、新聞に関する問題と、それから不在者投票問題をちよつと聞きたいと思いますが、よろしゅうございませうか。それでは新聞の問題ですが、これは衆議院の小澤委員長にお聞きしたいのですが、要綱の十二頁の第三で、

「当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来、前二号に該当し、引き続き発行するものであること。」この場合、改題して、その前の一、二を兼ねておる、具備しておつて、そうして例えば週刊毎日を週刊青年に改題した、そういう場合にはどういふ扱いにされるか、この文理解釈で行くと、場合によつてはそれはいかんということになる虞れがある。そういう場合と、それからもう一点は、今年初めてこれをやるのでありますから、丁度法律が一年前にできておれば新聞、雑誌社も準備できたが、今年はどういふわけです。だから今年はどういふ点の事情を考慮して、例えば十カ月になるものはそれを何するといふようなことはお考えにならなかつたのですか。そういうことも考えてもいいのじやないかというように思いますが、どうですか。

○衆議院議員小澤佐重吉君 第一の改題の問題であります。この新聞、雑誌を制約した根本の目的は、言うまでもなく、俗に言うもうろく新聞、もうろく雑誌とかいうものを取締る方針でありまして、従つて実際は三年も五年もやつておつた、或いは部数も相当あつた、ただ名前だけ変えたといふものではないかと存疑して、つまり信用のおける新聞、雑誌といふものは広く解釈して、そういうものは置く方針であります。

それから過渡期における善処措置の問題であります。これは原委員の御意見の通りで、そういうことも何ら差支えないと私は考えております。併し衆議院の委員会ではそういう議論は出ませんでした。

○原虎一君 それから不在者投票についてちよつと質問したいのですが、非常に今度不在者投票は厳格にしなければ……それを悪用した事実が鑑みて厳格にする。この御趣旨はよくわかるのです。問題は具体的に申しますと結核療養所、そういう所におられる人が、殊に結核療養所に入院されて療養のためにそこに入つておる。この諸君は御承知のようにいろいろな保護立法の関係上かなり選挙というのに対して関心を持つておる。そういう諸君の投票が簡単にできるような方法はこの改正によつてできておりますか、むしろ私は非常にむずかしいことではないかというように考へるのですが、この点を御説明願ひたい。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は今度の改正案では一方において従来の在宅投票を廃止いたしました代りに、これは従来もないわけではありませんが、不在者投票管理者といふものを、病院その他そういう特別の所にはできるだけ置く。こういうことにはいたしまして、不在者投票管理者の管理する投票記載場所を投票させると、こういうことになつておる。従来選挙管理

委員会等におきましては、そういう結核療養所等におきましては或る一定のベッド数を単位といたしましてそこに投票管理者を置いておきますので、今度不在者投票を廃止した結果、不在者投票が阻まれることのないようにという考慮から、できるだけ不在者投票管理者を広い範囲に置くといふような措置を講じてもらいたいという委員会の要望でありまして、そういうふうなことで適当に処理されることになつております。

○原虎一君 そうしますと、家で病氣しておるものは投票はできない。○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは、それは療養所におられるものは不在者投票管理者が置かれるからできる、こういうことになるのです。

○原虎一君 けれども療養所におられるものは不在者投票管理者が置かれるからできる、こういうことになるのです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そういうことでございませう。

○岡本愛祐君 もう一つ両院の中川刑事部長並びに全国選挙管理委員会にお尋ねしたいのですが、選挙違反で問題になつて起訴をされて、それがなかなか片が付かない、例えて言うと、昭和二十二年の五月にあつた参議院の第一回の選挙があつて、そのときに買取その他で起訴をされて、そうして問題になつた人が当選者でも数人あるわけですが、それが五年たつてもまだ片付かない。そのうちにとつて今度の特赦になつて何もなくなつてしまつたといふようなことが起つておるのですが、そういうふうなことが可能であれば、金があつて弁護士でも雇えば選挙違反なんか幾らやつたつていいということになるが、どういふ関係ですか、こういうことになつたのは。

○政府委員(中川憲治君) 私ども選挙法違反の罪の調査等につきましてはいろいろ証拠等によりまして厳正公平に検査いたしましたものであります。警察がこれを公訴を提起する、その後第一審の判決があつて、その後控訴等がありまして事件が相当長引く、こういうことは御指摘の通りでありまして、現行の刑事訴訟法乃至裁判制度上控訴を認めておきますので、相当長引くということになることはこれは誠に現状としてそうであると思つて、相長引くと思つておる。

○岡本愛祐君 私どもが非常に遺憾に思つておる点でありまして、客観的に買収行為があつたものが中にある。そういうものが、起訴をされて裁判をされておるものが多いのであつても片付かない。ここに大野君がおられて恐縮ですが、金のある人は弁護士に対して相当の報酬をやつてそうして引つ張り延ばす、そのうちにもう長い参議院の六年の任期は過ぎてしまつたといふようなことになる事例が多々ある。この点を早く改正しなければ、選挙法で罰則を設けて見ても、比較的正直な、又金のある人が得をするといふことになつてしまつた。これはこの選挙法の改正だけの問題で片付く問題ではありませんが、罰則の問題に関連して我々は甚だ遺憾であるといふことを申し上げて、恐らく衆議院のほうでも思つておられる点になつておると思つて、金があつて弁護士でも雇えば選挙違反なう意見の持主もありましたのでありませう。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑はございませうか。

○石村幸作君 大分もう質疑が済みまして大体わかつたのですが、ちよつと一つお尋ねしたいと思つて。それは二十四の新聞、雑誌の報道の自由ですが、その中の(ロ)の四百八十八条の二であります。これは新聞、雑誌が特定人のために響應、つまり報酬を受けて提燈記事を書いてはいけない、こういうふうなことであります。而もこれは報酬を受けることを前提としておるのです、その禁止であります。地方紙の場合ですと特定な候補者といふ／＼関連を持つておる新聞社又は特に関連を持つておる新聞社が自分の、早く言えば好意的、表向きは好意的で、その報酬とか響應等を問題なく、俗に言う選挙提燈記事を特に掲げる、こういうふうな場合、これは取締り、これには当たらないわけですね、そこをちよつと……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 今のお話の点は百四十八条の二の三項の場合だろつと思つて、何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができなかつたといふことになつておる。特殊の地位を利用して当選を目的として記事を書いてはいかんといふことになつておる。それから何か金銭をやつてやる場合はこれは一項のほうであります。これは地位とか、そういうものとは関係なしにいわゆる言論買

うことになつたのは。

○政府委員(中川憲治君) 私ども選挙法違反の罪の調査等につきましてはいろいろ証拠等によりまして厳正公平に検査いたしましたものであります。警察がこれを公訴を提起する、その後第一審の判決があつて、その後控訴等がありまして事件が相当長引く、こういうことは御指摘の通りでありまして、現行の刑事訴訟法乃至裁判制度上控訴を認めておきますので、相当長引くということになることはこれは誠に現状としてそうであると思つて、相長引くと思つておる。

○岡本愛祐君 私どもが非常に遺憾に思つておる点でありまして、客観的に買収行為があつたものが中にある。そういうものが、起訴をされて裁判をされておるものが多いのであつても片付かない。ここに大野君がおられて恐縮ですが、金のある人は弁護士に対して相当の報酬をやつてそうして引つ張り延ばす、そのうちにもう長い参議院の六年の任期は過ぎてしまつたといふようなことになる事例が多々ある。この点を早く改正しなければ、選挙法で罰則を設けて見ても、比較的正直な、又金のある人が得をするといふことになつてしまつた。これはこの選挙法の改正だけの問題で片付く問題ではありませんが、罰則の問題に関連して我々は甚だ遺憾であるといふことを申し上げて、恐らく衆議院のほうでも思つておられる点になつておると思つて、金があつて弁護士でも雇えば選挙違反なう意見の持主もありましたのでありませう。

○衆議院議員(小澤佐重吉君) そういう意見の持主もありましたのでありませう。

収と申しますか、従来の買収に対しましてそういう言葉で一応仮称いたしておるわけがありますが、そういう場合も勿論罰せられる、こういうことになつております。

○石村幸作君 今の三の場合ですが、特殊の地位であります、特殊の地位というのが問題で、例えばその新聞社の後援者だとか、出資者だとかいう……、社長をしているとかそういうふうな関係でなく、特殊の地位とは言えないけれども、精神的に非常に候補者を特に応援するという意味でこういう行為をする、それはどうでしょう……。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは新聞社自体が本来の新聞の使命に基きまして、或る人の記事を、選挙に關して記事を書くというものは一向差支えないわけでありまして、まあここで規定いたしておりますのは、編集その他経営上の特殊の地位を利用してこういうことをやらせることはいけない、こういうことでございますから、今のお話のようなことはこれに入らんと思つております。

○石村幸作君 わかりました。……今の問題相当もうぼつ／＼始まつておりますが、地方紙に至つてはこれがこの裏をかいて相当強力に行われると思つております、そういうことは考慮はしたのでしょうか、これはいわゆるもぐりで仕方がない、こういう見解でしょうか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) まあこの百四十八条の二はそういうこともあり得ますから、新らしく今回こういう規定を置きましたわけで、従来はこういうものについての直接の処罰規

定がありませんから、自由に任せられておるわけでございます、現在も一応この規定がまだ施行になりませんが、そういうことは一応放任してある。つまり金でもやつて特別の買収ということに当らない限りは処罰に該当しない、こういうふうに思つております。

従いましてこの規定を置きました趣旨はそういうことを抑制しようという趣旨でありますので、これが早く施行される場合はこれに該当する限りはこれに抑えられる、こういうふうに考えております。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。……それでは本日はこの程度にいたしまして、明日十時から地方制度調査会法案をいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

昭和二十七年九月十日印刷

昭和二十七年九月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局